

令和7年1月吉日

各位

岐阜県バドミントン協会
審判委員長 多田 達矢

令和6年度公認審判員資格登録特別移行のご案内

平素より本会諸事業、とりわけ審判事業に格別のご協力を賜り感謝申し上げます。
皆様方が保持されている「公認審判員資格準3級」が令和6年度（令和7年3月31日）で有効期限が終了となります。今年度中に特別移行申請をされた場合、下記のとおり3級に移行することができます。

については、特別移行を希望される皆様方は、下記のとおり手続きをお願いします。

記

1 移行制度について

(1) 特別移行申請（高校3年生の年度中）

18歳になる年度に各都道府県協会を通じて所定の手続きをした場合、検定会（学科試験及び実技試験）及び3級の資格登録料（3年間で6,600円（税込））が免除され、3級審判員に特別移行することができます。

ただし、資格認定申請料（1,100円（税込み））が必要となります。

(2) 移行申請（卒業した翌年度中）

満18歳になった翌年度中に各都道府県協会を通じて所定の手続きをした場合、検定会（学科試験及び実技試験）が免除され、3級審判員に移行することができます。

ただし、資格認定申請料（1,100円（税込み））及び資格登録料（3年間で6,600円（税込））が必要となります。

2 手続きについて

(1) 申請書類 「公認審判員資格特別移行申請書」

※岐阜県バドミントン協会ホームページに掲載しますので、データ入力のうえ、申請してください。

(2) 申請期限 令和7年2月28日（金）

(3) 申請先 審判委員会 多田 達矢 E-mail : tata_bcs_3351@yahoo.co.jp ※メールの件名は【準3級氏名】特別移行と入力してください。

問合せ先 090-7695-4052

(4) その他

- ・公益財団法人日本バドミントン協会会員登録（令和6年度）を完了してください。
- ・資格認定申請料の納入方法は、申請後ご連絡します。

岐阜県バドミントン協会 審判委員会	
担当者	多田 達矢
電話	090-7695-4052
E-mail	tata_bcs_3351@yahoo.co.jp